

令和２年３月大竹市議会定例会（第１回）議案の概要（新年度予算議案を除く）

	議案番号	件名	内容	提案説明者
1	議案第12号	教育委員会委員の任命の同意について (総務部総務課)	教育委員会委員 ^{はたけ なか とおる} 晶 中 透 氏が、令和２年３月１４日をもって任期満了となるので、その後任として ^{こいで てつよし} 小出 哲義 氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、市議会の同意を求めるもの。	市長
2	議案第13号	市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について (総務部総務課)	1 制定の理由 地方自治法の一部が改正され、市長等が賠償の責任を負う額から一部を免れさせる旨を条例で定めることができるとされたことに伴い、市長等の損害賠償責任の一部免責に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するもの。 2 条例の主な内容 〔第１条〕 条例の趣旨についての規定 〔第２条〕 市に対して負う損害賠償責任について、市長等が最低限負担しなければならない額の算定方法に関することを規定 〔第３条〕 市に対して負う損害賠償責任について、市長等がその職務につき善意でかつ重大な過失がないときは、一部を免責することを規定 3 施行期日 令和２年４月１日	総務部長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
3	議案第 14 号	大竹市まちづくり基本構想等策定条例の制定について (総務部企画財政課)	1 制定の理由 令和 3 年度以降の大竹市まちづくり基本構想等を策定するに当たり、その策定手続等に関する条例を制定するもの。併せて、関係条例の一部を改正するもの。 2 条例の主な内容 〔第 1 条〕 条例の趣旨についての規定 〔第 2 条〕 用語の定義についての規定 〔第 3 条〕 まちづくり基本構想の策定又は変更については、事前に大竹市まちづくり基本構想策定審議会に諮問することを規定 〔第 4 条〕 まちづくり基本構想の策定又は変更については、議会の議決を経ることを規定 〔第 5 条〕 まちづくり基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定することを規定 〔第 6 条〕 まちづくり基本構想等の策定又は変更については、公表することを規定 〔第 7 条〕 個別の行政分野における計画の策定又は変更については、まちづくり基本構想等と整合を図ることを規定 〔第 8 条〕 その他必要な事項を定める委任規定 〔附則第 2 項〕 大竹市附属機関設置に関する条例で定める附属機関に、大竹市まちづくり基本構想策定審議会を加えることを規定 3 施行期日 公布の日	総務部長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
4	議案第 15 号	大竹市森林環境譲与税基金条例の制定について (総務部産業振興課)	1 制定の理由 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第 3 4 条第 1 項に規定する施策に要する経費の財源に充てるための基金を設置するもの。 2 条例の主な内容 〔第 1 条〕 基金を設置する目的を規定 〔第 2 条〕 積み立てる金額の規定 〔第 3 条〕 基金に属する現金の有効な保管方法等の規定 〔第 4 条〕 財政運営上必要な場合は繰替運用ができることの規定 〔第 5 条〕 基金を処分する場合の用途の規定 〔第 6 条〕 運用益金を一般会計予算に計上し、基金に編入することを規定 〔第 7 条〕 基金の管理・運用に関する必要な事項を定める委任規定 3 施行期日 公布の日	総務部長

	議案番号	件 名	内 容	提案説明者
5	議案第 16 号	大竹市監査委員条例の一部改正について (総務部総務課) (監査事務局)	1 改正の理由 地方自治法の一部改正に伴い、令和 2 年 4 月 1 日から監査委員は、自らが定める監査基準に従って監査等を実施することとなるため、本条例の一部を改正するもの。 2 改正の主な内容 (1) 監査委員は、自ら定めた監査基準に従って監査等を行わなければならないことを規定する。 (2) 条例で定めるものと監査基準で定めるものを整理した上で、次のとおり改める。 ア 監査を行うときにする通知に関する規定の整理 イ 監査の請求又は要求があったときは、遅滞なく着手しなければならないことを規定 ウ 例月現金出納検査の期日に関する規定の変更 エ 職務執行上必要な説明等の要求をできる相手方に、財政的援助を与えている団体を追加 オ 監査結果の公表の方法に関する規定の整理 カ 特別監査、決算等の審査及び監査、検査の結果についての措置に関する規定の削除 3 施行期日 令和 2 年 4 月 1 日	総務部長
6	議案第 17 号	大竹市役所支所設置条例の一部改正について (市民生活部市民税務課)	1 改正の理由 大竹会館改築等事業に伴い、大竹市役所大竹支所の機能を一時的に大竹市立大竹小学校屋内運動場に移転するため、本条例の一部を改正するもの。 2 改正の主な内容 大竹市役所大竹支所の位置を「大竹市本町一丁目 9 番 3 号」から「大竹市白石二丁目 1 番 1 号」に改める。 3 施行期日 令和 2 年 8 月 3 1 日	市民生活部長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
7	議案第 18 号	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について (総務部総務課)	1 改正の理由 会計年度任用職員の任用形態が様々であることに鑑み、サービスの宣誓をそれぞれの職員にふさわしい方法で行うことができるようにするため、本条例の一部を改正するもの。 2 改正の主な内容 会計年度任用職員のサービスの宣誓については、別段の定めをすることができる規定を追加する。 3 施行期日 令和 2 年 4 月 1 日	総務部長
8	議案第 19 号	一般職の職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について (総務部総務課)	1 改正の理由 地域手当の支給割合の上限を国家公務員に準じたものとするため、本条例の一部を改正するもの。 2 改正の主な内容 一般職の職員及び企業職員の地域手当の支給割合の上限を、10%から20%に変更する。 3 施行期日 令和 2 年 4 月 1 日	総務部長

	議案番号	件 名	内 容	提案説明者
9	議案第 20 号	大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について (総務部総務課)	1 改正の理由 会計年度任用職員制度の実施に当たり、給与の減額に関する規定等を追加する必要があるため、本条例の一部を改正するもの。 2 改正の主な内容 (1) 介護休暇など勤務しないことが任命権者に承認された場合であっても、給与及び報酬を減じる必要がある場合があるため、勤務しない場合は、規則で定める場合を除いて給与及び報酬を減額するよう変更する。 (2) パートタイム会計年度任用職員の勤務 1 時間当たりの報酬額について、常勤職員及びフルタイム会計年度任用職員と同様の内容に改める。 (3) その他字句の整理を行う。 3 施行期日 令和 2 年 4 月 1 日	総務部長
10	議案第 21 号	大竹市手数料条例の一部改正について (市民生活部市民税務課)	1 改正の理由 住民基本台帳法の一部改正により、除票の写し等の交付に係る手数料を定めるため、本条例の一部を改正するもの。 2 改正の主な内容 除票の写し、除票記載事項証明書及び戸籍の附票の除票の写しの交付手数料を、それぞれ 200 円に規定する。 3 施行期日 公布の日	市民生活部長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
10	議案第 22 号	大竹市漁港管理条例の一部改正について (建設部土木課)	1 改正の理由 市が管理する漁港において、漁港施設の有効活用をさらに推進するため、本条例の一部を改正するもの。 2 改正の主な内容 管理漁港施設の占用許可に係る有効期間の上限を、1 月（工作物の設置を目的とする占用は3 年）から 1 0 年に変更する。 3 施行期日 令和 2 年 4 月 1 日	建設部長
11	議案第 23 号	大竹市国民健康保険条例の一部改正について (健康福祉部保健医療課)	1 改正の理由 国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するもの。 2 改正の主な内容 (1) 基礎賦課額に係る賦課限度額を現行の「6 1 万円」から「6 3 万円」に引き上げる。 (2) 介護納付金分に係る賦課限度額を現行の「1 6 万円」から「1 7 万円」に引き上げる。 (3) 軽減判定所得基準を引き上げる。 ・ 5 割軽減 (現行) 3 3 万円 + 2 8 . 0 万円 × 被保険者数 (改正後) 3 3 万円 + 2 8 . 5 万円 × 被保険者数 ・ 2 割軽減 (現行) 3 3 万円 + 5 1 万円 × 被保険者数 (改正後) 3 3 万円 + 5 2 万円 × 被保険者数 (4) 基礎賦課額及び後期高齢者支援金賦課額の保険料率の計算について、世帯別平等割の額の 1 円未満の端数の切捨てに関する規定を削除する。 3 施行期日等 令和 2 年 4 月 1 日（ただし、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。）	健康福祉部長

	議案番号	件 名	内 容	提案説明者
12	議案第 24 号	大竹市公園条例の一部改正について (建設部都市計画課)	1 改正の理由 令和 2 年 4 月 2 5 日から供用開始する晴海臨海公園のデイキャンプ場について、有料公園施設として使用料を設定するため、本条例の一部を改正するもの。 2 改正の主な内容 デイキャンプ場の使用について、1 区画 1 回につき 1, 6 0 0 円の使用料を設定する。 3 施行期日 令和 2 年 4 月 2 5 日	建設部長
13	議案第 25 号	大竹市営住宅設置及び管理条例及び大竹市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について (建設部都市計画課)	1 改正の理由 市営住宅の住宅入居手続に際し、連帯保証人を確保することが困難となることが見込まれるので、連帯保証人を要しないこととするため、本条例の一部を改正するもの。併せて、法定利率の改正及び敷金等に関する規定の整理を行うもの。 2 改正する条例と改正の内容 〔第 1 条〕大竹市営住宅設置及び管理条例 (1) 入居に係る手続について、連帯保証人の届出に関する規定を削除する。 (2) 入居者が債務を履行しない場合に、市が敷金をその債務の弁済に充てることができることを規定する。 (3) 修繕費用の負担についての規定を整理する。 (4) 不正の行為により入居した入居者が、住宅の明渡し請求を受けた場合に徴収される近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に付する利息を、法定利率に変更することを規定する。 (5) その他条項ずれ等字句の整理を行う。 〔第 2 条〕大竹市特定公共賃貸住宅管理条例 ※ 〔第 1 条〕の(1)、(3)及び(5)と同様の内容の改正を行う。 3 施行期日等 令和 2 年 4 月 1 日 (〔第 1 条〕の(4)に関して、施行期日前に支払期が到来したものの利息については、なお従前の例による。)	建設部長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
14	議案第 26 号	大竹市水道事業，工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について (上下水道局)	1 改正の理由と内容 地方自治法の一部改正に伴う条ずれにより，本条例の一部を改正するもの。 2 施行期日 令和 2 年 4 月 1 日	上下水道局長
15	議案第 27 号	昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について (総務部総務課)	1 廃止の理由 本条例は，昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除等に関して定めたものであり，条例の目的を達成してから一定の期間が経過しており，条例を残しておく必要性がないため，本条例を廃止するもの。 2 施行期日等 公布の日（ただし，施行期日前に廃止前の本条例の規定により行われた職員の懲戒免除等については，施行期日以後もなおその効力を有する。）	総務部長

	議案番号	件 名	内 容	提案説明者
16	議案第 28 号	大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定について (市民生活部自治振興課)	大竹市コミュニティサロンの管理運営を行わせる指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求めるもの。 1 コミュニティサロン元町 (1) 指定管理者 公益社団法人大竹市シルバー人材センター (2) 指 定 期 間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで 2 コミュニティサロン栄町 (1) 指定管理者 小島地区自治会連合会 (2) 指 定 期 間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで 3 コミュニティサロン玖波 (1) 指定管理者 コミュニティサロン玖波管理運営委員会 (2) 指 定 期 間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで	市民生活 部 長
17	議案第 29 号	大竹市地区集会所の指定管理者の指定について (市民生活部自治振興課)	松ヶ原集会所の管理運営を行わせる指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求めるもの。 1 指定管理者 松ヶ原自治会 2 指 定 期 間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで	市民生活 部 長
18	議案第 30 号	大竹市漁業共同利用施設の指定管理者の指定について (総務部産業振興課)	阿多田かき殻一時堆積場の管理運営を行わせる指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求めるもの。 1 指定管理者 阿多田島漁業協同組合 2 指 定 期 間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで	総務部長

	議案番号	件名	内容	提案説明者																																																																	
19	議案第 31 号	市道路線の廃止及び認定について (建設部土木課)	次のとおり市道路線の廃止及び認定をするため、道路法の規定により、市議会の議決を求めるもの。 1 廃止する路線 <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線番号</th><th>路線名</th><th>起 点</th><th>経過地</th><th>終 点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>108</td><td>駅前油見線</td><td>新町一丁目 2161 番 1 地先</td><td>油見三丁目 1001 番 1 地先</td><td>油見三丁目 1012 番地先</td></tr> <tr> <td>201</td><td>駅小島新開線</td><td>西栄一丁目 349 番 1 地先</td><td>西栄二丁目 729 番地先</td><td>東栄一丁目 1198 番 2 地先</td></tr> <tr> <td>3009</td><td>玖波 9 号線</td><td>黒川三丁目 87 番 2 地先</td><td>玖波五丁目 1173 番 1 地先</td><td>玖波六丁目 553 番地先</td></tr> </tbody> </table> 2 認定する路線 <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線番号</th><th>路線名</th><th>起 点</th><th>経過地</th><th>終 点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>108</td><td>駅前油見線</td><td>新町一丁目 2068 番 22 地先</td><td>油見三丁目 615 番 3 地先</td><td>油見三丁目 1012 番 1 地先</td></tr> <tr> <td>201</td><td>駅小島新開線</td><td>西栄一丁目 373 番 9 地先</td><td>西栄二丁目 729 番 1 地先</td><td>東栄一丁目 1300 番地先</td></tr> <tr> <td>1163</td><td>新町西栄線</td><td>新町一丁目 2068 番 22 地先</td><td>西栄一丁目 393 番 1 地先</td><td>西栄一丁目 393 番 14 地先</td></tr> <tr> <td>1164</td><td>白石 11 号線</td><td>白石一丁目 2584 番 26 地先</td><td>同左</td><td>白石一丁目 2584 番 17 地先</td></tr> <tr> <td>1165</td><td>南栄 24 号線</td><td>南栄二丁目 963 番 2 地先</td><td>南栄二丁目 963 番 15 地先</td><td>南栄二丁目 963 番 13 地先</td></tr> <tr> <td>1166</td><td>南栄 25 号線</td><td>南栄二丁目 951 番 10 地先</td><td>南栄二丁目 951 番 19 地先</td><td>南栄二丁目 951 番 20 地先</td></tr> <tr> <td>1167</td><td>南栄 26 号線</td><td>南栄二丁目 951 番 7 地先</td><td>南栄二丁目 951 番 12 地先</td><td>南栄二丁目 951 番 11 地先</td></tr> <tr> <td>1168</td><td>南栄 27 号線</td><td>南栄三丁目 1114 番 9 地先</td><td>南栄三丁目 1114 番 32 地先</td><td>南栄三丁目 1114 番 7 地先</td></tr> </tbody> </table>	路線番号	路線名	起 点	経過地	終 点	108	駅前油見線	新町一丁目 2161 番 1 地先	油見三丁目 1001 番 1 地先	油見三丁目 1012 番地先	201	駅小島新開線	西栄一丁目 349 番 1 地先	西栄二丁目 729 番地先	東栄一丁目 1198 番 2 地先	3009	玖波 9 号線	黒川三丁目 87 番 2 地先	玖波五丁目 1173 番 1 地先	玖波六丁目 553 番地先	路線番号	路線名	起 点	経過地	終 点	108	駅前油見線	新町一丁目 2068 番 22 地先	油見三丁目 615 番 3 地先	油見三丁目 1012 番 1 地先	201	駅小島新開線	西栄一丁目 373 番 9 地先	西栄二丁目 729 番 1 地先	東栄一丁目 1300 番地先	1163	新町西栄線	新町一丁目 2068 番 22 地先	西栄一丁目 393 番 1 地先	西栄一丁目 393 番 14 地先	1164	白石 11 号線	白石一丁目 2584 番 26 地先	同左	白石一丁目 2584 番 17 地先	1165	南栄 24 号線	南栄二丁目 963 番 2 地先	南栄二丁目 963 番 15 地先	南栄二丁目 963 番 13 地先	1166	南栄 25 号線	南栄二丁目 951 番 10 地先	南栄二丁目 951 番 19 地先	南栄二丁目 951 番 20 地先	1167	南栄 26 号線	南栄二丁目 951 番 7 地先	南栄二丁目 951 番 12 地先	南栄二丁目 951 番 11 地先	1168	南栄 27 号線	南栄三丁目 1114 番 9 地先	南栄三丁目 1114 番 32 地先	南栄三丁目 1114 番 7 地先	建設部長
路線番号	路線名	起 点	経過地	終 点																																																																	
108	駅前油見線	新町一丁目 2161 番 1 地先	油見三丁目 1001 番 1 地先	油見三丁目 1012 番地先																																																																	
201	駅小島新開線	西栄一丁目 349 番 1 地先	西栄二丁目 729 番地先	東栄一丁目 1198 番 2 地先																																																																	
3009	玖波 9 号線	黒川三丁目 87 番 2 地先	玖波五丁目 1173 番 1 地先	玖波六丁目 553 番地先																																																																	
路線番号	路線名	起 点	経過地	終 点																																																																	
108	駅前油見線	新町一丁目 2068 番 22 地先	油見三丁目 615 番 3 地先	油見三丁目 1012 番 1 地先																																																																	
201	駅小島新開線	西栄一丁目 373 番 9 地先	西栄二丁目 729 番 1 地先	東栄一丁目 1300 番地先																																																																	
1163	新町西栄線	新町一丁目 2068 番 22 地先	西栄一丁目 393 番 1 地先	西栄一丁目 393 番 14 地先																																																																	
1164	白石 11 号線	白石一丁目 2584 番 26 地先	同左	白石一丁目 2584 番 17 地先																																																																	
1165	南栄 24 号線	南栄二丁目 963 番 2 地先	南栄二丁目 963 番 15 地先	南栄二丁目 963 番 13 地先																																																																	
1166	南栄 25 号線	南栄二丁目 951 番 10 地先	南栄二丁目 951 番 19 地先	南栄二丁目 951 番 20 地先																																																																	
1167	南栄 26 号線	南栄二丁目 951 番 7 地先	南栄二丁目 951 番 12 地先	南栄二丁目 951 番 11 地先																																																																	
1168	南栄 27 号線	南栄三丁目 1114 番 9 地先	南栄三丁目 1114 番 32 地先	南栄三丁目 1114 番 7 地先																																																																	

	議案番号	件名	内 容					提案説明者															
			<table><tr><td>路線番号</td><td>路線名</td><td>起 点</td><td>経過地</td><td>終 点</td></tr><tr><td>2149</td><td>御園 10 号線</td><td>御園二丁目 1274 番 2 地先</td><td>御園二丁目 1274 番 5 地先</td><td>御園二丁目 1274 番 3 地先</td></tr><tr><td>3009</td><td>玖波 9 号線</td><td>玖波四丁目 1540 番 2 地先</td><td>玖波五丁目 1173 番 2 地先</td><td>玖波六丁目 553 番 2 地先</td></tr></table>					路線番号	路線名	起 点	経過地	終 点	2149	御園 10 号線	御園二丁目 1274 番 2 地先	御園二丁目 1274 番 5 地先	御園二丁目 1274 番 3 地先	3009	玖波 9 号線	玖波四丁目 1540 番 2 地先	玖波五丁目 1173 番 2 地先	玖波六丁目 553 番 2 地先	
路線番号	路線名	起 点	経過地	終 点																			
2149	御園 10 号線	御園二丁目 1274 番 2 地先	御園二丁目 1274 番 5 地先	御園二丁目 1274 番 3 地先																			
3009	玖波 9 号線	玖波四丁目 1540 番 2 地先	玖波五丁目 1173 番 2 地先	玖波六丁目 553 番 2 地先																			
			3 廃止・認定の理由																				
			<table><tr><td>路線番号</td><td>理由</td></tr><tr><td>108・201</td><td>大竹駅周辺整備事業による大竹駅の橋上化に関する路線について、既存の路線を廃止し、及び区間を延伸して、改めて市道路線として認定するもの。</td></tr><tr><td>1163</td><td>路線番号 108 及び 201 を繋ぐための自由通路部分について、市道路線として認定するもの。</td></tr><tr><td>1164</td><td>民間事業者の宅地開発により生じた道路が、公衆用道路として市に帰属されたので、市道路線として認定するもの。</td></tr><tr><td>1165 から 1168 まで</td><td>過去に行われた宅地開発により生じた道路が、公衆用道路として市に帰属されていることが判明したため、市道路線として認定するもの。</td></tr><tr><td>2149</td><td>市営住宅御園 2 号アパート及び御園 3 号アパートの解体に伴い、同敷地内の道路を市道路線として認定するもの。</td></tr><tr><td>3009</td><td>過去の道路整備事業により道路の形状が変わっているため、既存路線を廃止し、市道玖波青木線との交差点部分を始点として、改めて市道路線として認定するもの。</td></tr></table>					路線番号	理由	108・201	大竹駅周辺整備事業による大竹駅の橋上化に関する路線について、既存の路線を廃止し、及び区間を延伸して、改めて市道路線として認定するもの。	1163	路線番号 108 及び 201 を繋ぐための自由通路部分について、市道路線として認定するもの。	1164	民間事業者の宅地開発により生じた道路が、公衆用道路として市に帰属されたので、市道路線として認定するもの。	1165 から 1168 まで	過去に行われた宅地開発により生じた道路が、公衆用道路として市に帰属されていることが判明したため、市道路線として認定するもの。	2149	市営住宅御園 2 号アパート及び御園 3 号アパートの解体に伴い、同敷地内の道路を市道路線として認定するもの。	3009	過去の道路整備事業により道路の形状が変わっているため、既存路線を廃止し、市道玖波青木線との交差点部分を始点として、改めて市道路線として認定するもの。		
路線番号	理由																						
108・201	大竹駅周辺整備事業による大竹駅の橋上化に関する路線について、既存の路線を廃止し、及び区間を延伸して、改めて市道路線として認定するもの。																						
1163	路線番号 108 及び 201 を繋ぐための自由通路部分について、市道路線として認定するもの。																						
1164	民間事業者の宅地開発により生じた道路が、公衆用道路として市に帰属されたので、市道路線として認定するもの。																						
1165 から 1168 まで	過去に行われた宅地開発により生じた道路が、公衆用道路として市に帰属されていることが判明したため、市道路線として認定するもの。																						
2149	市営住宅御園 2 号アパート及び御園 3 号アパートの解体に伴い、同敷地内の道路を市道路線として認定するもの。																						
3009	過去の道路整備事業により道路の形状が変わっているため、既存路線を廃止し、市道玖波青木線との交差点部分を始点として、改めて市道路線として認定するもの。																						

	議案番号	件名	内容	提案説明者
20	議案第 32 号	令和元年度大竹市一般会計補正予算 (第 4 号) (総務部企画財政課)	1 歳入歳出予算の補正 ○補正予算額 3 3 1, 3 1 0 千円 ○予算総額 1 6, 0 3 9, 5 8 9 千円 【補正予算の内容】 (歳入) ・利子割交付金 △ 3, 7 2 1 千円 ・配当割交付金 △ 1, 5 3 7 千円 ・株式等譲渡所得割交付金 △ 6, 1 8 0 千円 ・地方消費税交付金 △ 1 5, 3 8 9 千円 ・障害児給付費国庫負担金 1, 5 7 2 千円 ・マイナンバーカード事業費国庫補助金 3, 7 7 5 千円 ・社会資本整備総合交付金 1 1, 6 1 1 千円 ・小学校情報通信ネットワーク環境施設整備費国庫補助金 2 8, 1 9 1 千円 ・学校施設環境改善交付金 1 8, 1 3 3 千円 ・中学校情報通信ネットワーク環境施設整備費国庫補助金 2 5, 5 8 8 千円 ・障害児給付費県負担金 7 8 6 千円 ・重度心身障害者医療助成費県補助金 2, 0 0 0 千円 ・土地売却収入 △ 3 1, 1 1 8 千円 ・ふるさと納税寄附金 8 0, 0 0 0 千円 ・社会体育事業寄附金 1 0 千円 ・財政調整基金繰入金 6 8, 2 5 7 千円 ・地方創生事業基金繰入金 5 8, 2 0 0 千円 ・旧穂仁原小学校物件移転補償費 8, 4 3 2 千円 ・県道改良事業債 △ 6, 3 0 0 千円 ・急傾斜地崩かい対策事業債 3 0 0 千円 ・港湾改修事業債 △ 1 6, 7 0 0 千円 ・大竹駅周辺整備事業債 1 1, 1 0 0 千円 ・小学校情報通信ネットワーク環境整備事業債 2 7, 9 0 0 千円 ・小学校施設天井改修事業債 4, 9 0 0 千円	副市長

	議案番号	件名	内 容	提案説明者																								
			・ 中学校情報通信ネットワーク環境整備事業債 25,300千円 ・ 中学校施設天井改修事業債 36,200千円 (歳出) ・ ふるさと納税促進事業 80,000千円 ・ 旧穂仁原小学校プール撤去等工事 12,000千円 ・ 国庫補助金等返還金 27,082千円 ・ マイナンバーカード発行事務負担金 3,775千円 ・ 重度心身障害者医療助成費 4,000千円 ・ 障害児通所給付事業 3,146千円 ・ 健やか安心基金積立金 33,740千円 ・ 道路・橋りょう新設, 改良事業 △32,000千円 ・ 県道等整備事業 (県営事業負担金) △7,000千円 ・ 平原川河川改良工事 △18,000千円 ・ 急傾斜地崩かい対策事業 (県営事業負担金) 190千円 ・ 港湾施設の修築・改良事業 (県営事業負担金) △19,000千円 ・ 大竹駅周辺整備事業 81,000千円 ・ 晴海臨海公園整備事業 △4,000千円 ・ 小学校管理運営事業 61,054千円 ・ 中学校管理運営事業 105,323千円 2 継続費の補正 ○変更 大竹駅周辺整備事業 <table><tr><th></th><th>補正前</th><th>補正後</th></tr><tr><td>総額</td><td>3,920,000 千円</td><td>3,920,000 千円</td></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>0 千円</td><td>0 千円</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>600,000 千円</td><td>600,000 千円</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>480,000 千円</td><td>900,000 千円</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>400,000 千円</td><td>1,050,000 千円</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>2,090,000 千円</td><td>1,050,000 千円</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>350,000 千円</td><td>320,000 千円</td></tr></table>		補正前	補正後	総額	3,920,000 千円	3,920,000 千円	平成 30 年度	0 千円	0 千円	令和元年度	600,000 千円	600,000 千円	令和2年度	480,000 千円	900,000 千円	令和3年度	400,000 千円	1,050,000 千円	令和4年度	2,090,000 千円	1,050,000 千円	令和5年度	350,000 千円	320,000 千円	
	補正前	補正後																										
総額	3,920,000 千円	3,920,000 千円																										
平成 30 年度	0 千円	0 千円																										
令和元年度	600,000 千円	600,000 千円																										
令和2年度	480,000 千円	900,000 千円																										
令和3年度	400,000 千円	1,050,000 千円																										
令和4年度	2,090,000 千円	1,050,000 千円																										
令和5年度	350,000 千円	320,000 千円																										

	議案番号	件名	内容				提案説明者
			3 繰越明許費の補正				
			款	項	事業名	金額	
			2 総務費	1 総務管理費	庁舎等管理事業	2,000 千円	
			2 総務費	1 総務管理費	本庁舎耐震改修事業	2,795 千円	
			2 総務費	1 総務管理費	旧穂仁原小学校プール撤去等事業	12,000 千円	
			3 民生費	1 社会福祉費	プレミアム付商品券事業	20,327 千円	
			3 民生費	2 児童福祉費	市立保育所等整備事業	7,128 千円	
			4 衛生費	1 保健衛生費	健康管理システム改修事業	1,760 千円	
			6 農林水産業費	2 林業費	小栗林線 1 号橋架替事業	40,800 千円	
			6 農林水産業費	2 林業費	林地崩壊対策事業	12,000 千円	
			7 商工費	1 商工費	県営事業負担金(三倉岳県立自然公園)	102 千円	
			8 土木費	1 土木管理費	大竹地区移動等円滑化基本構想策定事業	5,365 千円	
			8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう補修調査設計事業	4,223 千円	
			8 土木費	2 道路橋りょう費	県営事業負担金(道路)	1,720 千円	
			8 土木費	3 河川費	県営事業負担金(砂防)	888 千円	
			8 土木費	5 港湾費	県営事業負担金(港湾)	10,000 千円	
			8 土木費	6 都市計画費	大竹駅周辺整備事業	202,387 千円	

	議案番号	件名	内容				提案説明者																														
			<table><thead><tr><th>款</th><th>項</th><th>事業名</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>10 教育費</td><td>2 小学校費</td><td>小学校情報通信ネットワーク環境整備事業</td><td>56,104 千円</td></tr><tr><td>10 教育費</td><td>2 小学校費</td><td>小学校施設天井改修事業</td><td>4,950 千円</td></tr><tr><td>10 教育費</td><td>3 中学校費</td><td>中学校情報通信ネットワーク環境整備事業</td><td>50,923 千円</td></tr><tr><td>10 教育費</td><td>3 中学校費</td><td>中学校施設天井改修事業</td><td>54,400 千円</td></tr></tbody></table>				款	項	事業名	金額	10 教育費	2 小学校費	小学校情報通信ネットワーク環境整備事業	56,104 千円	10 教育費	2 小学校費	小学校施設天井改修事業	4,950 千円	10 教育費	3 中学校費	中学校情報通信ネットワーク環境整備事業	50,923 千円	10 教育費	3 中学校費	中学校施設天井改修事業	54,400 千円											
款	項	事業名	金額																																		
10 教育費	2 小学校費	小学校情報通信ネットワーク環境整備事業	56,104 千円																																		
10 教育費	2 小学校費	小学校施設天井改修事業	4,950 千円																																		
10 教育費	3 中学校費	中学校情報通信ネットワーク環境整備事業	50,923 千円																																		
10 教育費	3 中学校費	中学校施設天井改修事業	54,400 千円																																		
			4 債務負担行為の補正																																		
			<table><thead><tr><th>事項</th><th>期間</th><th>限度額</th></tr></thead><tbody><tr><td>保育所の用務員等業務に要する経費</td><td>令和2年度</td><td>7,812 千円以内</td></tr><tr><td>病児・病後児保育事業に要する経費</td><td>令和2年度</td><td>11,168 千円以内</td></tr><tr><td>大竹市さかえ子育て支援センターの運営及び管理に要する経費</td><td>令和2年度から令和4年度まで</td><td>26,100 千円以内</td></tr><tr><td>大竹市松ケ原こども館の管理に要する経費</td><td>令和2年度から令和4年度まで</td><td>2,300 千円以内</td></tr><tr><td>大竹市松ケ原こども館の運営に要する経費</td><td>令和2年度</td><td>8,007 千円以内</td></tr><tr><td>畜犬登録に要する経費</td><td>令和2年度</td><td>165 千円以内</td></tr><tr><td>資源・不燃ごみ分別に要する経費</td><td>令和2年度</td><td>12,192 千円以内</td></tr><tr><td>不燃物処理機械運転及び保守点検に要する経費</td><td>令和2年度</td><td>2,226 千円以内</td></tr><tr><td>ごみ計量及び受付に要する経費</td><td>令和2年度</td><td>2,055 千円以内</td></tr></tbody></table>				事項	期間	限度額	保育所の用務員等業務に要する経費	令和2年度	7,812 千円以内	病児・病後児保育事業に要する経費	令和2年度	11,168 千円以内	大竹市さかえ子育て支援センターの運営及び管理に要する経費	令和2年度から令和4年度まで	26,100 千円以内	大竹市松ケ原こども館の管理に要する経費	令和2年度から令和4年度まで	2,300 千円以内	大竹市松ケ原こども館の運営に要する経費	令和2年度	8,007 千円以内	畜犬登録に要する経費	令和2年度	165 千円以内	資源・不燃ごみ分別に要する経費	令和2年度	12,192 千円以内	不燃物処理機械運転及び保守点検に要する経費	令和2年度	2,226 千円以内	ごみ計量及び受付に要する経費	令和2年度	2,055 千円以内	
事項	期間	限度額																																			
保育所の用務員等業務に要する経費	令和2年度	7,812 千円以内																																			
病児・病後児保育事業に要する経費	令和2年度	11,168 千円以内																																			
大竹市さかえ子育て支援センターの運営及び管理に要する経費	令和2年度から令和4年度まで	26,100 千円以内																																			
大竹市松ケ原こども館の管理に要する経費	令和2年度から令和4年度まで	2,300 千円以内																																			
大竹市松ケ原こども館の運営に要する経費	令和2年度	8,007 千円以内																																			
畜犬登録に要する経費	令和2年度	165 千円以内																																			
資源・不燃ごみ分別に要する経費	令和2年度	12,192 千円以内																																			
不燃物処理機械運転及び保守点検に要する経費	令和2年度	2,226 千円以内																																			
ごみ計量及び受付に要する経費	令和2年度	2,055 千円以内																																			

	議案番号	件名	内 容		提案説明者	
			事項	期間	限度額	
			資源物分別指導及び分別に要する経費	令和２年度	2,163 千円以内	
			ふれあい戸別収集に要する経費	令和２年度	1,488 千円以内	
			し尿収集に要する経費	令和２年度	21,477 千円以内	
			降下ばいじん量及び二酸化窒素濃度測定に要する経費	令和２年度	1,314 千円以内	
			浮遊粉じん測定に要する経費	令和２年度	604 千円以内	
			かき生育不良に係る漁業災害特別対策資金に関する利子補給	令和元年度から令和９年度まで	融資額に対する各年度の償還利子額	
			晴海臨海公園管理に要する経費	令和２年度	2,633 千円以内	
			社会教育施設等管理に要する経費	令和２年度	13,167 千円以内	
			大竹会館２階管理運営に要する経費	令和２年度	417 千円以内	
			自然の家やさか管理に要する経費	令和２年度	1,969 千円以内	
			5 地方債の補正			
			起債の目的	限度額		
				補正前	補正後	
			道路橋りょう整備事業	104,600 千円	98,300 千円	
			河川整備事業	16,000 千円	16,300 千円	
			港湾整備事業	32,000 千円	15,300 千円	
			都市計画事業	176,100 千円	187,200 千円	
			学校教育施設整備事業	3,500 千円	97,800 千円	

	議案番号	件名	内 容	提案説明者										
21	議案第 33 号	令和元年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算〔第 2 号〕 (総務部企画財政課)	1 歳入歳出予算の補正 ○補正予算額 4, 3 7 0 千円 ○予算総額 3, 6 0 2, 8 5 5 千円 【補正予算の内容】 (歳入) ・ 財政調整基金繰入金 2, 1 7 4 千円 ・ 前年度繰越金 2, 1 9 6 千円 (歳出) ・ 療養給付費等負担金等返還金 4, 3 7 0 千円	副 市 長										
22	議案第 34 号	令和元年度大竹市介護保険特別会計補正予算〔第 3 号〕 (総務部企画財政課)	1 債務負担行為の補正 <table><tr><th rowspan="2">事項</th><th rowspan="2">期間</th><th colspan="2">限度額</th></tr><tr><th>補正前</th><th>補正後</th></tr><tr><td>認知症初期集中支援推進等に要する経費</td><td>令和 2 年度</td><td>20,000 千円以内</td><td>22,718 千円以内</td></tr></table>	事項	期間	限度額		補正前	補正後	認知症初期集中支援推進等に要する経費	令和 2 年度	20,000 千円以内	22,718 千円以内	副 市 長
事項	期間	限度額												
		補正前	補正後											
認知症初期集中支援推進等に要する経費	令和 2 年度	20,000 千円以内	22,718 千円以内											

	議案番号	件名	内容	提案説明者
23	議案第 35 号	令和元年度大竹市工業用水道事業会計 補正予算〔第 1 号〕 (上下水道局)	1 業務の予定量の補正 配水設備改良費を、「52,000千円」から「58,000千円」に改める。 2 資本的収入及び支出の補正 (1) 補てん財源の補正 ア 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を、「303,550千円」から「307,450千円」に改める。 イ 当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額を、「5,167円」から「5,713千円」に改める。 ウ 当年度分損益勘定留保資金を、「95,069千円」から「98,423千円」に改める。 (2) 資本的収入の予定額の補正 ○補正予定額 2,100千円 ○予算総額 234,261千円 【内訳】資本的収入 負担金 2,100千円 (3) 資本的支出の予定額の補正 ○補正予定額 6,000千円 ○予算総額 541,711千円 【内訳】資本的支出 建設改良費 6,000千円	上下水道局 長